

多くの都道府県で高さ制限の特例

緑の景観保持に力コブ

新庁舎の 建設計画

市が環境保全審議会に説明

別府市環境保全審議会（会長・齊川光夫別府大学教授、21人）が四日午後一時半から国際観光会館三階会議室で開かれ、市側から①新市庁舎建設基本計画

②南部再開発事業の概要③中学校の新設計画などを五項目について説明を受けた。

新庁舎建設などは規の諮問事項ではないが、そこに重要な

項目について市側が概要を説明して、同審議会の意見を聞く定めになつていて、審議会では、脇屋市長が庁舎建設について「各委員のご意見を賜り、緑の中の調和のとれた

新庁舎建設に向けて万全の配慮を加えてまいりたい」とあいさつ。さらに市長は、庁舎建設用

地が県条例で風致地区に指定されて、建物の高さが十五メートル以内（新庁舎建設計画では行政棟の高さが二十六・九メートル）に制限さ

れている問題について「同条例には、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行なわれる土地及びその周辺の風致と著しく不調和でなく、かつ敷地の限りではない」との但し書き規定がある。従つて別府市庁舎に

が行なわれていることが確実と認められる場合には、「この限りではない」との但し書き規定があるが、これを34%に押さえて空地を確保しており、植栽

計画を立て、むしろ緑木を増やす考え方です」と述べ、県に任せ書適用を求めていく方針を改めて表明した。

市の調べによると、五十三年度から三カ年に風致条例の但し書き適用を受けた件数は全国で八十九件もあり、十五都道府県に及んでいる。東京都のホテル・

ニューオータニ（高さ百四十四メートル）や赤坂プリンスホテル（同百三十九メートル）も但し書き適用で実現しているという。

市の説明に対する審議会委員から「新庁舎のヘイと植栽の関係はどうなつか」「周辺の環境を守るうえで、現在植生している緑はどのように生がすのか」「真向かいの別府公園（天皇在位50周年記念公園）との調和はどうか」などの質問があり、市側は「新庁舎の周囲は植栽で囲う。

緑の保全については、建築に支障のあるもののみを移植するほ

どあるが、現在ある赤松を中心

に市花オオムラサキ、市木の



市側の説明を受ける別府市環境保全審議会

れて、建物の高さが十五メートル以内（新庁舎建設計画では行政棟の高さが二十六・九メートル）に制限されている問題について「同条例には、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行なわれる土地及びその周辺の風致と著しく不調和でなく、かつ敷地の限りではない」との但し書き規定がある。従つて別府市庁舎に

が行なわれていることが確実と認められる場合には、「この限りではない」との但し書き規定があるが、これを34%に押さえて空地を確保しており、植栽